

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

－ 2023年 盛夏号 －



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail lk@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

来年4月以降の障害者の法定雇用率引き上げ

令和6年4月から、**障害者の法定雇用率が段階的に引き上げ**られます。現在、民間企業の法定雇用率は2.3%のところ、**令和6年4月からは2.5%、令和8年7月からは2.7%**となります。つまり、**令和6年4月からは、従業員を40人以上雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用しなければなりません。令和8年7月からは、従業員を37.5人以上雇用している事業主に対象が拡大**されます。

なお、障害者雇用の**算定方法にも変更**があり、**令和5年4月以降**、当分の間、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、雇入れからの期間等に関係なく、1人としてカウントできるようになります。**令和6年4月以降**は、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、0.5人としてカウントできるようになります。

詳しくは、下記リーフレットをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>

令和5年4月からは、障害者である労働者の「職業能力の開発・向上に関する措置を行うこと」が事業主の責務として法律に明記されました。障害のある方が企業にとって無くてはならない人材として活躍できる環境づくりを一層進めることが求められています。

相談等の件数トップは今年も「いじめ・嫌がらせ」

厚生労働省から「**令和4年度個別労働紛争解決制度の施行状況**」が公表されました。

民事上の個別労働紛争における相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の**全項目で、「いじめ・嫌がらせ」の件数が引き続き最多**であり、「解雇」の件数は前年度に引き続き減少しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00132.html

精神障害の労災請求件数・支給件数が過去最多に

厚生労働省は、令和4年度の「**過労死等の労災補償状況**」を公表しました。厚生労働省では、過重な仕事が原因で発症した**脳・心臓疾患**や、仕事による強いストレスが原因で発病した**精神障害**の状況について、労災請求件数や、労災保険給付を決定した支給決定件数などを、年1回、取りまとめています。中でも**精神障害の事案は右肩上がり**を続けており、請求件数は、脳・心臓疾患が803件だったのに対し、精神障害は2,683件と**圧倒的に精神障害の事案が多**なっています。精神障害の支給決定件数の**出来事別の最多**は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等の**パワーハラスメントを受けた**」147件となっており、職場におけるパワハラ防止対策やメンタルヘルスの重要性が改めて浮き彫りになった形です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33879.html

講師を務めています

柏本が3か月間の公共職業訓練の総務・経理実務科で社会保険実務と給与計算の講師を務めています。講義の内容は、労働・社会保険の実務に関する知識や給与・賞与計算の実務です。

弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電話、緊急時は家村携帯 **09035225025** までお願いします。Zoom や Webex 等の面談にも対応しております。

暑中お見舞い申し上げます

弊所は**8月14日(月)～16日(水)**

夏季休業とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

